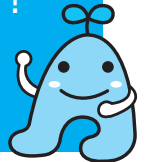




市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

今年の夏も
みんなで節電!



この夏も、無理のない範囲で節電に取り組みましょう。取組期間の目安は、7～9月の3か月。時間帯は、午前9時から午後8時まで。消費電力が多くなる平日の午後2時ごろは、特に節電にご協力ください。

節電ワンポイント

- ・エアコンの設定温度は28℃で窓に「すだれ」や「よしず」などを下げ、日差しを和らげる
- ・無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使う

●問い合わせ

環境総務課 ☎(863)6862

緑化コンクールの 参加者を募集します



秋田市民憲章推進協議会では、緑化コンクールへの参加団体(個人含む)を募集します。町内会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会、学校、家庭などの花だんが対象。書類と巡回審査の結果、特別優秀賞、優秀賞などを決定します。申し込み▼7月31日(水)まで所定の申込書で。詳しくは秋田市民憲章推進協議会へお問い合わせください。☎(866)22533

7月21日▼31日 除草運動強調週間

7月21日(日)から31日(水)までは、「除草運動強調週間」です。空き地などの雑草はまちの美観を損ない、蚊や蛾など害虫の発生源になるほか、火災の延焼助長や不審火の原因にもなります。所有者、管理者が雑草を刈り取って、環境美化に努めましょう。

*草刈機を無料で貸し出します。ご希望のかたは、アメリカシロヒトリ防除室へご連絡ください。☎(823)3061

刈り取った草の処理

乾燥させてから、直接、総合環境センター(河辺豊成)へ搬入してください。受入時間は、月～土曜日(祝日を除く)、午前8時～午後4時30分。その際、処理手数料(10キロにつき112円)がかかります。

また、刈った草の搬出を業者に依頼したいときは、市の許可を受けた業者搬出は有料を紹介ししますので、公園課へお問い合わせください。☎(866)2445

新駅設置のアンケート にご協力ください

新しい駅に対する市民の意向把握と、駅利用者の推計を目的に、

「泉・外旭川新駅(仮称)に関するアンケート調査」を実施します。

調査対象は、①泉・外旭川地区の住民、②市内全域の住民とし、それぞれ無作為に選んだ千300世帯に調査票を郵送します。

調査期間は7月16日(火)から30日(火)まで。ご協力をお願いします。

●問い合わせ

交通政策課 ☎(866)20085

地域特産品を 募集します

市内の業者が、秋田市で採れた農畜水産物を主原料として作った加工品を、市では「秋田市地域特産品」として認定しています。



認定期間は原則3年。商品デザインに特産品マーク(右図)を使用できるほか、地産地消を推進する各種イベントに参加できます。

申し込み▼農林総務課(八橋本町六丁目12-1)にある申請書で、7月8日(月)～26日(金)(必着)にお申し込みください。加工品について細かい規定があります。事前にご相談ください。☎(866)2115

歴史的建造物の保存に 補助します

伝統的な町家など、地域の景観

資源である建造物を修理・改修する費用を補助します。申請前に、都市計画課との協議が必要です。

対象▼外観が秋田の歴史的景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築された建造物(固定資産税が非課税のものを除く)

事前協議の申し込み▼都市計画課(市役所4階)、または市ホームページにある事前協議書に必要書類を添えて、8月16日(金)までに同課へ。事業内容について、まずはご相談ください

●問い合わせ

都市計画課 ☎(866)21152

野山に入るときは ヤマビルに注意

ヤマビルは、秋田市北部、五城目町などの、おもに沢沿いや湿気の多い場所に生息し、足元から這い上がって吸血します。

血を吸われると出血が止まりにくく、かゆみが長時間残る場合があります。被害にあつたら、慌てずにヤマビルを引き離し、絆創膏などで止血し、かゆみが残る場合は、抗ヒスタミン剤軟膏を塗ってください。また、ヤマビルを寄せつけない忌避剤を服や靴に塗って、被害を防ぎましょう。

●問い合わせ 農地森林整備課

☎(866)2117

●人口▶320,382人(-136) …5月分 出生▶185人
 ・男▶150,626人(-69) 死亡▶303人
 ・女▶169,756人(-67) 転入▶515人
 *1年前の人口▶321,829人 転出▶533人
 ●世帯▶133,913世帯(48) ()内は前月比

後期高齢者医療

保険料の決定通知書と納入通知書を7月12日(金)にお送りします

後期高齢者医療制度に加入している、75歳以上または一定の障がいがある65歳以上のかたに、平成24年中の所得などをもとに算定した「保険料額決定通知書・納入通知書」を7月12日(金)にお送りします。

●問い合わせ 後期高齢医療課 ☎(866)2513

後期高齢者医療保険料の計算方法

所得割額	加入者の所得に応じた分 【(所得-33万円) × 8.07%】
+	
均等割額	加入者が等しく負担する分 【39,710円】
II	
保険料(年額)	100円未満切り捨て 【上限額 55万円】



平成25年度保険料の軽減

・所得割額の軽減

被保険者の総所得額(※)などが58万円以下→5割減
 ※総所得額=平成24年中の所得-基礎控除額33万円

・均等割額の軽減

世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額など	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者それぞれの年金収入が80万円以下(年金以外の収入がある場合はその所得が0円)	9割	3,971円
33万円以下	8.5割	5,956円
「33万円+[24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)]以下	5割	19,855円
「33万円+[35万円×被保険者数]以下	2割	31,768円

・職場の健康保険などの被扶養者であったかたの軽減

後期高齢者医療に加入する前日まで、健康保険の被扶養者であったかた(国保・国保組合の加入者は除く)→軽減後の所得割額0円、均等割額3,971円

保険料の納付を年金引き落としから口座振替に変更できます。ご希望のかたは、本人の印鑑、振替口座の通帳(お届け印も)、保険料額決定通知書(納入通知書)を持って、次の窓口で手続きをしてください。

窓口…後期高齢医療課(議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

*65歳以上75歳未満で、次の障がいがあるかたは後期高齢者医療制度に任意加入できます。

身体障害者手帳1~3級および4級の一部、
 精神障害者保健福祉手帳1~2級、療育手帳A、
 障害年金証書1~2級

免除の種類	納付月額	年金支給額
全額	0円	2分の1
4分の3	3,760円	8分の5
半額	7,520円	4分の3
4分の1	11,280円	8分の7
若年者	0円	資格期間算入のみ

国民年金には、所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときに、本人の申請により免除される制度(上表参考)があります。免除には、全額免除、4分の3免除、

国民年金保険料の免除申請を受け付け

除、半額免除、4分の1免除があり、本人、配偶者、世帯主の所得で審査されます。また、30歳未満のかた(学生を除く)が対象の「若年者納付猶予制度」もあります。免除・猶予された期間の保険料は、10年以内なら後で納めること(追納)ができ、納めた分は年金受給額に計算されます。免除された期間は、年金を受けるための資格期間(25年)に入りません(障害基礎年金の要件である納付済期間にも入ります)。

免除の種類によっては、納付しないうち資格期間に計算されない場合もあるのでご注意ください。
 国保年金課 ☎(866)2097
免除の申請窓口 国保年金課(議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター(平日のみ)、岩見三内・大正寺の各連絡所
必要なもの 年金手帳、印鑑、失業や災害などが理由のかたは、それを証明する書類(雇用保険受給資格者証、離職票、り災証明書など)

免除の申請期間
 平成24年7月分から25年6月分まで
 平成25年7月31日(水)まで
 平成25年7月分から26年6月分まで
 …来年7月31日(木)まで
 *審査結果は、日本年金機構から送られる通知書をご覧ください。詳しくは、秋田年金事務所へ。☎(865)23099
 *学生を対象とした「学生納付特例」もあります。詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。